

1

金属鉱業等鉱害防止準備金、中小企業構造改善準備金、  
下請中小企業振興準備金、伝統的工艺品産業振興準備  
金及び中小企業知識融合開発準備金の損金算入に関する  
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	-----	-----	-----

別表十二(四)

平十五・三・三十一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書					
事業場の名称	1		期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
特定施設の名称	2		当期益金算入額	7	
			同上以外の場合による 益金算入額	8	
当期準備金積立額	3	円	計 (7) + (8)	9	
			当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)	10	
積立限度額 ( 当期中に金属鉱業事業団に積み 立てた鉱害防止積立金の金額 )	4		期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)	11	
			貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
積立限度超過額 (3) - (4)	5		差引 (12) - (11)	13	
			当期分	14	
			前期末における差額 (前期の(13))	15	
			貸借対照表の金額との差額の明細	16	

II 中小企業構造改善準備金、下請中小企業振興準備金、伝統的工艺品産業振興準備金及び中小企業知識融合開発準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称等	17	(第 号該当)	期首中小企業構造 改善準備金等の金額	24	円
事業計画の承認等の年月日	18	昭平 ・ ・	当期益金算入額	25	
			同上以外の場合による 益金算入額	26	
事業計画の期間	19	昭平 昭平	計 (25) + (26)	27	
			当期積立額のうち損金算入額 (20) - (23)	28	
当期積立額	20	円	期末中小企業構造改善準備金等 の金額 (24) - (27) + (28)	29	
積立限度額 算	21	事業計画をもととして 賦課した金額の合計額	貸借対照表に計上されている 中小企業構造改善準備金等	30	
			差引 (30) - (29)	31	
積立限度超過額 (20) - (22)	22	積立限度額 ( 21)のうち当期中に納付 された納付金の合計額 )	当期分	32	
			前期末における差額 (前期の(31))	33	
			前期末における差額 (前期の(31))	34	

## 別表十二（四）の記載の仕方

### 1 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、採掘権者等である法人で青色申告書を提出するものが、措置法第55条の5（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが同法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この明細書は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設ごとに、別紙に記載します。
- (3) 連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- (4) 「当期準備金積立額3」には、法人が当期において損金経理又は確定した決算における利益処分により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額を記載します。
- (5) 「翌期繰越額の計算」の各欄は、次により記載します。
  - イ 「期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。
  - ロ 「当期益金算入額」の「鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額7」には、当期において鉱害防止積立金の取戻しをしたため措置法第55条の5第2項の規定により益金算入した金額を記載します。
  - ハ 「当期益金算入額」の「同上以外の場合による益金算入額8」には、当期において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を鉱害防止積立金の取戻し以外の目的で取り崩した場合に、その金額を記載します。

### 2 中小企業構造改善準備金、下請中小企業振興準備金、伝統的工芸品産業振興準備金及び中小企業知識融合開発準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告書を提出する法人で次に掲げる準備金を積み立てている特定組合等が、平成7年改正措置法附則第28条第1項及び第2項（下請中小企業振興等準備金等に関する経過措置）又は平成6年改正措置法附則第16条第3項（中小企業構造改善準備金等に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。
  - イ 中小企業構造改善準備金（特定組合が平成6年3月31日以前に平成6年改正前の措置法第55条の4第1項の表の第1号の承認を受けた中小企業構造改善事業計画に従い積み立てるものに限り。）
  - ロ 下請中小企業振興準備金（特定下請組合が平成7年8月31日以前に平成7年改正前の措置法第55条の5第1項の表の第1号の承認を受けた下請中小企業振興事業計画に従い積み立てるものに限り。）
  - ハ 伝統的工芸品産業振興準備金（製造協同組合等又は販売協同組合等が平成7年8月31日以前に平成7

年改正前の措置法第55条の5第1項の表の第2号の認定を受けた振興計画又は共同振興計画に従い積み立てるものに限り。）

- ニ 中小企業知識融合開発準備金（特定組合が平成7年4月13日以前に平成7年改正前の措置法第55条の5第1項の表の第3号の認定を受けた知識融合開発事業に関する計画に従い積み立てるものに限り。）
- (2) 「事業計画の承認等の年月日18」には、事業計画について中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第18条第1項の承認又は下請中小企業振興法第5条第1項の承認、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の認定、同法第6条第1項の認定若しくは廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第4条第1項の認定を受けた年月日を記載します。
  - (3) 「当期積立額20」には、特定組合等が当期において損金経理又は確定した決算における利益処分により中小企業構造改善準備金等として積み立てた金額を記載します。
  - (4) 「事業計画をもととして賦課した金額の合計額21」には、次により記載します。
    - イ 中小企業構造改善準備金にあつては、中小企業構造改善事業計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
    - ロ 下請中小企業振興準備金にあつては、下請中小企業振興事業計画をもととして、共同利用施設の取得に要するものの支出に充てるため、組合員等に賦課した金額の合計額のうち、平成7年改正前の措置法令第32条の6第1項第1号（特定下請組合の組合員等）に定める特定親事業者及び特定下請事業者に賦課した金額の合計額を記載します。
    - ハ 伝統的工芸品産業振興準備金にあつては、伝統的工芸品産業に関する振興計画又は共同振興計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
    - ニ 中小企業知識融合開発準備金にあつては、知識融合開発事業に関する計画に定める基準により組合員等に賦課した金額の合計額を記載します。
  - (5) 「積立限度額22」には、「21」のうち当期中に納付された納付金の合計額を記載しますが、特定組合等の事業計画の基礎となった他の特定組合等の事業計画に定める基準により当該他の特定組合等に納付する金額があるときは、その金額を控除した金額を記載します。
  - (6) 「翌期繰越額の計算」の各欄は、1の(4)に準じて記載します。